

臨床研究部便り 第14号

文部科学省科学研究費補助金(科研費)申請可能な研究機関として認定される

臨床研究部長 下田 照文

政府による研究推進策には様々なタイプがありますが、これらのなかで「科学研究費補助金」(科研費)は、文部科学省による「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とした「競争的研究資金」です。科研費は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる独創的・先駆的な「学術研究」を対象としています。科研費の規模は1,895億円(平成18年度)であり、政府全体の科学技術関係経費の約5%、競争的研究資金全体の約40%を占めています(文部科学省、独立行政法人 日本学術振興会: 科研費2006より)。科研費による研究の多くは、短期的な目標達成よりも、むしろ長期的視野に立ったものであり、画期的な研究成果を生み出すことが期待されています。科研費は国民の税金でまかなわれており、誰でも申請できるのではなく、科研費への応募・申請に関しては一定のルールがあります。研究者に係る要件としては、指定された研究機関に所属し研究活動を行うことを職務に含むことが求められています。研究機関に係る要件としては、きちんとした管理の下に研究ができる施設として認定されなければなりません。大学・短期大学はほとんどすべてが科研費による研究機関として認定されています。しかし、本来が研究機関である大学とは異なり、これまで国立病院・療養所の臨床研究センター・臨床研究部は科研費による研究機関として認定されていませんでした。独立行政法人化され国立病院機構となっても申請してもその認定は困難でしたが、各施設の努力により徐々に研究機関として認定されるようになり、平成18年10月時点で当院も含めて30施設が認定されています。しかし、それでも臨床研究センター・臨床研究部の約半数にすぎません。本年度に当院臨床研究部が認定されるためには、病院規程をはじめその他多くの規程の整備が求められました。さらに、レフリー制度が明確である雑誌への原著論文数の増加と実際の研究費の増加が求められました。これらの指摘はまさに当院臨床研究部の大きな課題と思います。今回の施設認定申請に当たっては、治験管理室の大坪 輝行さん(CRC)と事務部の内田 信也さん(庶務係長)に多大の協力をしていただきました。特に、内田さんには文部科学省の担当者との書類手続きに本当にお世話になりました。現在の事務手続きの担当は小坪 秀勝さん(企画課業務班長)です。

一方、「厚生労働科学研究費補助金」は厚生労働省による「競争的研究資金」ですが、こちらはNHO施設職員であればだれでも申請可能です。

国立病院機構は競争的研究費をより多く獲得することを目指しています。応募資格のある医師、職員においては、「科研費」と「厚生労働科学研究費補助金」に積極的にtryされますようお願い申し上げます。